

大和市告示第48号

大和市公私連携保育法人の指定等に関する要綱を次のように定める。

令和元年7月26日

大和市長 大 木 哲

大和市公私連携保育法人の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、増え続ける保育需要と多様化する保育ニーズに対応するため、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第56条の8第1項の規定に基づき、本市において公私連携型保育所(同項に規定する公私連携型保育所をいう。以下同じ。)を運営する公私連携保育法人(同項に規定する公私連携保育法人をいう。以下同じ。)の指定等について、必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 市長は、公私連携保育法人を指定しようとするときは、次に掲げる事項その他必要な事項を明示し、公私連携保育法人になろうとする法人を公募するものとする。ただし、緊急の場合その他市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 公私連携型保育所及び公私連携保育法人が行う事業の概要
- (2) 公私連携保育法人が行う事業の運営及び施設の管理に関する条件
- (3) 選定の基準
- (4) 協定期間

(申請)

第3条 公私連携保育法人の指定を受けようとする法人は、市長が定める期日までに大和市公私連携保育法人指定申請書に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(選定の基準等)

第4条 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準によって総合的に審査し、最も適当と認める法人を公私連携保育法人の指定候補者(以下「候補者」という。)として選定するものとする。

- (1) 児童に対する適切な保育を行う能力を有すること。
- (2) 公私連携型保育所を継続的かつ安定的に運営する能力を有すること。
- (3) 法第35条第5項各号に掲げる基準を満たしていること。
- (4) 設置しようとする公私連携型保育所が、第2条第2号の条件を満たし、かつ、児童福祉施設

の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第5号）第5章及び大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例（平成26年大和市条例第23号）第4条に定める基準を満たすものであること。

(5) その他市長が別に定める基準

2 前項の規定による審査は、書類審査及び面接審査により行うものとする。

(選定の結果の通知)

第5条 市長は、前条の規定による審査又は次条の規定による再選定の結果、候補者を選定したときは、その旨を速やかに書面により通知するものとする。

(候補者の再選定)

第6条 市長は、前条の規定による通知を行った日から次条の規定による協定の締結を行う日までの間において、候補者が第4条第1項に規定する選定の基準を満たさなくなった場合その他市長が特に必要と認めた場合は、当該候補者を候補者としなないことができる。この場合において、市長は、候補者としなないこととした旨を理由を付して書面により当該候補者に対し通知するものとする。

2 市長は、候補者に対し前項の規定を適用した場合は、第4条の規定による審査において、当該候補者に次ぐ評価を得た法人（公私連携保育法人として適当と認められる評価を得た者に限る。）を新たに候補者として選定するものとする。

(協定の締結)

第7条 市長は、候補者を公私連携保育法人として指定しようとするときは、あらかじめ当該候補者と協定を締結しなければならない。

2 協定期間は、10年以内で市長が必要と認める期間とする。

3 協定期間が満了したときは、双方の合意により、当該協定を更新することができる。

(公私連携保育法人の指定等)

第8条 市長は、前条の協定を締結した候補者を公私連携保育法人として指定するとともに、その旨を大和市公私連携保育法人指定通知書により通知するものとする。前条第3項の規定により協定を更新したときも、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、協定の締結後、公私連携保育法人の指定に伴う必要な議会の議決が得られない場合その他市長が特に必要と認める場合は、当該指定を行わないものとする。この場合において、当該協定は解除するものとし、当該候補者に損害が生じたとしても、市は一切の責任を負わない。

3 法第56条の8第11項の規定により市長が指定を取り消したときは、当該指定に係る協定は

解除したものとみなす。

(原状回復義務)

第9条 前条第1項の指定を受けた公私連携保育法人（以下「指定法人」という。）は、当該指定の期間が満了したとき又は法第56条の8第11項の規定により指定を取り消されたときは、公私連携保育所の施設及び設備を速やかに原状に復さなければならない。

(損害賠償義務)

第10条 指定法人は、故意又は過失により公私連携保育所の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(公私連携保育法人選考等委員会の設置)

第11条 市長は、第4条第1項に規定する候補者の選定その他公私連携保育法人に関する事務を公正かつ公平に実施するため、公私連携保育法人選考等委員会（以下「選考等委員会」という。）を設置する。

2 選考等委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 候補者の選定に関すること。
- (2) 候補者との協定の締結に関すること。
- (3) 公私連携保育法人の指定に関すること。
- (4) 指定法人の業務実績等の評価に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 選考等委員会の組織、運営等について必要な事項は、別に定める。

(審査結果等の公表)

第12条 選考等委員会における審査の結果は、公表する。

(様式)

第13条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

別表（第13条関係）

| 様式番号 | 様式の名称 | 関係条文 |
|-------|------------------|------|
| 第1号様式 | 大和市公私連携保育法人指定申請書 | 第3条 |
| 第2号様式 | 大和市公私連携保育法人指定通知書 | 第8条 |